

- 一、諸員制及全廃
- 二、諸員歩率四割ノ率統ニ繰入レ之
- 三、残業微塵

但シ已々得ル場合ノ最大限七時五分迄トス
歩率中八四十五分中一歩五厘トス

四、解雇年當左記ノ通リ割定セラル

- 一、一ヶ年未満日給三十日分
- 一、一ヶ年一ヶ月ヲ超ス毎日給三日分加算
- 一、三ヶ年以上一ヶ月ヲ超ス毎日給四日分加算
- 一、五ヶ年以上一ヶ月ヲ超ス毎日給五日分加算
- 一、帰郷旅費 妻帯者五ヶ月 独身者三ヶ月
- 一、予先各年日給十四日分

五、物件者ヲ出サレシ

(八月十四日)

情報部長

大正十二年八月十日

大阪府

11-8-15
129号

川北電気製作所今福工場ニ於ケル労働年俸

二箇月分

十箇月状況

大阪機械労働組合總江支部ニ付テハ職工等主トシテ労働
中中才四課職工ニ付テハ同該四課業ノ前提トシテ要求書
ヲ奉リ年寄十時或工一回ノ意義ヲ以テ提出スリ(西澤重和ト大伴
一我ト)合記ニ之ヲシテ監視懇諭充テアリテ元故果テテ南口午後
五時迄ニシテ相違シ退去僅ニ百室ノ残面者ヲ保テシ状勢ナリキ
四課業職工約三百名ハ退去見込工二、三百名及大阪聯合会等

内務省